

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略 (広域連合長等の組織) 第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。 2～3 省略 以下省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 (広域連合長等の組織) 第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。 2～3 省略 以下省略</p>